

奈良県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 月瀬梅林山添線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
2 7 6	奈良市月ヶ瀬嵩一九二番一先から 奈良市月ヶ瀬嵩四七三番一先まで	

四 供用開始年月日

令和三年十二月十七日